

韓国戸籍制度改正に伴う料金改定のお知らせ

お客様各位

2007年5月に韓国国会で「家族関係登録等に関する法律」が可決され2008年1月1日より旧来の戸籍制度に替わり「家族関係登録制度」が施行されました。

当事務所では、韓国国会で可決された時より各方面より情報を収集して対応策を検討してまいりました。

2007年12月末までの旧戸籍法に基づいた戸籍謄本は、今後、全て除籍謄本となり、従来どおり取得する事は可能ですが、帰化申請においては、今後の日本国法務省の方針にもよりますが、従来の戸籍（除籍謄本）の他に新制度の各登録事項別証明を各申請者の状況により取得のうえ 翻訳をして提出しなくてはならなくなる事が予想されます。

当事務所にとり当初より妥当な料金で運営をしてまいりましたが

今後も質の高い帰化申請業務を継続していく為に、平成20年2月1日受任分より新料金とさせていただきます。

お客様各位のご理解をよろしくお願いいたします。

セインジャパン合同法務事務所

代表 星本康明